

泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画
及び第2次自殺対策計画策定支援業務委託評価要領

1 評価基準

それぞれの選定委員及び事務局が下記の評価の視点を元に、各評価項目を採点する。総合点数の最も高い点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
企画内容	会社の特徴や強みを活かした企画内容を評価する。	20点
	適切なニーズ把握や施策の提言を行うための適切な集計、分析手法を評価する。	20点
	本市の健康等についての課題・問題点を把握し、わかりやすく整理した内容を評価する。	10点
	法律や制度、全国市町村の先進事例等本市に有益な情報提供内容を評価する。	5点
	業務遂行に伴う明瞭なスケジュールの提案を評価する。	5点
	計画の方向性や基本施策等の設定についての手法やプロセスが適切であり、具体的な内容であるか評価する。	10点
業務の推進・支援体制	業務運営支援体制を評価する。	5点
主担当者の経験	主担当者の実務年数を評価する。	5点
提案業者の策定実績 (健康増進計画等)	健康増進計画等の同種業務の策定実績を評価する。	5点
提案業者の策定実績 (福祉関連計画)	同種または関連業務の策定実績を評価する。	5点
見積金額	提案金額を評価する。	10点
		100点

2 優先交渉権者の選定方法

・提出された企画提案書を基にプレゼンテーション等を通して、審査基準に基づき、

泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、当該業務について最適な者を優先交渉権者として選定する。

- ・委員会の審議は非公開とする。
- ・優先交渉権者は選定委員全員の合計点数の最高得点者とするが、最低基準点を満たしていない場合は優先交渉権者として選定しない。
- ・最低基準点は60点（満点の6割）×参加委員人数とする。
- ・全ての提案者の企画提案内容が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- ・最高得点者が2者以上いる場合、提案金額の安価な順で順位をつける。
- ・優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった企画提案者のうち、選定委員全員の合計得点が上位であった者から順に、委託契約についての交渉を行うものとする。
- ・企画提案者が1者の場合、当該提案が最低基準点以上であれば優先交渉権者として決定することができる。